

広島市報

定期第989号
平成24年10月31日発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

○広島市防災会議条例の一部を改正する条例 (第45号)	4
○広島平和記念資料館条例の一部を改正する 条例(第46号)	4
○広島市暴力団排除条例の一部を改正する条 例(第47号)	4
○広島市災害対策本部条例の一部を改正する 条例(第48号)	4
○広島市市営駐車場条例の一部を改正する条 例(第49号)	4
○広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計 画)地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例の一部を改正する条例(第 50号)	5
○広島市市営住宅等条例の一部を改正する条 例(第51号)	7
○広島市火災予防条例の一部を改正する条例 (第52号)	8

規 則

○広島市競輪実施規則の一部を改正する規則 (第83号)	9
○広島市自転車競走競技規則の一部を改正す る規則(第84号)	9
○広島市事務組織規則の一部を改正する規則 (第85号)	10
○広島平和記念資料館条例施行規則の一部を 改正する規則(第86号)	10
○広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部 を改正する規則(第87号)	10
○広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改 正する規則(第88号)	10
○広島市火災予防規則の一部を改正する規則 (第89号)	11

告 示

○障害者自立支援法による指定自立支援医療 機関(精神通院医療)の指定	11
○介護保険法による指定居宅サービス事業者 又は指定介護予防サービス事業者の指定	11
○介護保険法による指定地域密着型サービス 事業者又は指定地域密着型介護予防サービ	

ス事業者の指定	11
○介護保険法による介護老人保健施設の開設 許可	12
○開発行為に関する工事の完了	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による指定医療機関からの変更の 届出	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための施術者の 指定	12
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出	12
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の変更の届出	13
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出	14
○平成24年第3回広島市議会定例会の招集	14
○出納員の事務の一部委任 4件	14
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止	16
○開発行為に関する工事の完了	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による指定医療機関からの変更の 届出	16
○公印の印影印刷	16
○出納員の事務の一部委任及び一部委任の解 除	16
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の変更の届出 2件	16
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出 2件	18
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の変更の届出	19
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出	20
○自転車等の所有権の取得	20
○開発行為に関する工事の完了	20
○瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施 設の設置許可の申請及び特定施設の構造等 変更許可の申請の概要	20

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止……………	21
○出納員の事務の一部委任……………	21
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………	21
○出納員の事務の一部委任 2 件……………	21
○開発行為に関する工事の完了……………	22
○公共下水道の供用開始……………	22
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始……………	22
○農業集落排水処理施設の供用開始……………	22
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……………	23
○物品分任出納員の事務の一部委任の解除……………	23
○公印の印影印刷……………	23
○平成 2 3 年度決算に係る健全化判断比率について……………	23
○平成 2 3 年度決算に係る資金不足比率について……………	24
○出納員の事務の一部委任……………	24
○開発行為に関する工事の完了 2 件……………	24
○農業経営基盤強化促進法による農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更……………	25
○広島市民球場東バス駐車場利用料金の収納事務の委託……………	25
○市道の路線廃止……………	25
○市道の路線認定……………	25
○道路の区域決定……………	26
○道路の供用開始……………	26
○市営住宅の家賃の変更……………	27
○市営住宅等附設駐車場の使用料……………	27
○町の区域の変更……………	27
○新たに生じた土地の確認及び町の区域への編入……………	27
○自転車等の所有権の取得……………	27
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………	27
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止……………	28
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出……………	28
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関	

する法律による医療扶助のための施術者の指定……………	28
○住居表示の実施……………	28
○放置自転車等の撤去（中区）……………	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2 件……………	33
○放置自転車等の撤去（中区） 3 件……………	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	33
○放置自転車等の撤去（中区）……………	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	33
○放置自転車等の撤去（中区） 3 件……………	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	34
○放置自転車等の撤去（中区） 2 件……………	34
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……………	34
○放置自転車等の撤去（中区） 2 件……………	34
○放置自転車等の撤去（東区） 6 件……………	34
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）……………	35
○区出納員の事務の一部委任の解除（東区）……………	35
○放置自転車等の撤去（東区）……………	35
○放置自転車等の撤去（南区）……………	36
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区） 2 件……………	36
○道路の区域変更（南区）……………	36
○道路の供用開始（南区）……………	36
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（南区）……………	36
○路線名等を定める法定外公共物の指定（南区）……………	36
○道路の区域変更（南区）……………	36
○道路の供用開始（南区）……………	37
○放置自転車等の撤去（南区） 3 件……………	37
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区） 2 件……………	37
○区出納員の事務の一部委任（西区）……………	37
○区出納員の事務の一部委任の解除（西区）……………	38
○放置自転車等の撤去（西区） 2 件……………	38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……………	38
○建築基準法による道路の位置の指定（西区）……………	38
○放置自転車等の撤去（西区） 4 件……………	38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……………	39
○放置自転車等の撤去（西区）……………	39

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	39
○道路の区域変更（安佐南区）	39
○道路の供用開始（安佐南区）	39
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件	39
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）	39
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）	40
○不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体の認可（安佐北区）	40
○道路の区域変更（安佐北区）	40
○道路の供用開始（安佐北区）	40
○平成24年第2回小河内財産区議会定例会の招集（安佐北区）	40
○平成24年第2回高南財産区議会定例会の招集（安佐北区）	41
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）	41
○放置自転車等の撤去（安佐北区）	41
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）	41
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）	41
○建築基準法第42条第1項第4号に規定する道路としての指定（安佐北区）	41
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）	41
○住居表示実施区域内の街区の区域の変更（安芸区）	41
○建築基準法による道路の位置の廃止（安芸区）	42
○住居表示実施区域内の街区の区域の変更（安芸区）	42
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）	42
○道路の区域変更（安芸区）	42
○道路の供用開始（安芸区）	42
○放置自転車等の撤去（安芸区）	42
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	42
○区出納員の事務の一部委任（佐伯区）	43
○放置自転車等の撤去（佐伯区）	43
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）	43
○放置自転車等の撤去（佐伯区）	43
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区） 2件	43
○放置自転車等の撤去（佐伯区）	43

○建築基準法による一団地の認定（佐伯区）	43
○放置自転車等の撤去（佐伯区）	44
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）	44
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）	44
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）	44
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件	44

区 告 示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（中区）	44
○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）	45
○自動車臨時運行許可番号標の失効（西区）	45

公 告

○中国電力株式会社に対する要請	45
-----------------	----

市 議 会 規 則

○広島市議会会議規則の一部を改正する規則（第4号）	45
---------------------------	----

選 管 告 示

○平成24年9月2日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求に必要な選挙人の数	45
--	----

教育委員会告示

○広島市教育委員会（定例会）の開催	46
-------------------	----

水 道 局 規 程

○広島市水道局帳票管理規程を廃止する規程（第6号）	46
---------------------------	----

監 査 結 果 公 表

○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体監査結果公表	46
○定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表	47
○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表	47
○定期監査及び行政監査並びに出資団体等監査結果公表	47
○定期監査及び行政監査結果公表	48
○定期監査及び行政監査結果公表	48
○定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表	48
○定期監査及び行政監査結果公表	49
○定期監査及び行政監査結果公表	50
○内部統制に関する行政監査結果公表	50
○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表	56
○広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表	57

条 例

広島市条例第 4 5 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市防災会議条例の一部を改正する条例

広島市防災会議条例（昭和 3 8 年広島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「第 3 2 条」を「第 3 3 条」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 6 項中「のうちに、市長が任命又は委嘱する」を「をもつて充てる」に改め、同項第 1 号中「職員」の右に「のうちに市長が委嘱する者」を加え、同項第 2 号中「長」の右に「のうちに市長が委嘱する者」を加え、同項第 3 号中「職員」の右に「のうちに市長が委嘱する者」を加え、同項第 4 号中「警察官」の右に「のうちに市長が委嘱する者」を加え、同項第 5 号中「職員」の右に「のうちに市長が指名する者」を加え、同項第 6 号中「教育長」を「市教育委員会の教育長」に改め、同項第 7 号中「消防長及び消防団長」を「市消防長及び市消防団長のうちから市長が指名する者」に改め、同項第 8 号中「職員」の右に「のうちに市長が委嘱する者」を加え、同項第 9 号中「認める者」を「認めて委嘱する者」に改め、同号を同項第 1 0 号とし、同項第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第 3 条第 7 項中「及び第 9 号」を「から第 1 0 号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第 4 6 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島平和記念資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島平和記念資料館条例の一部を改正する条例

広島平和記念資料館条例（平成 6 年広島市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（附属展示施設）

第 2 条の 2 資料館に次のとおり附属展示施設を置く。

(1) 名称 広島平和記念資料館シュモールハウス

(2) 位置 広島市中区江波二本松一丁目 2 番 4 3 号

第 5 条第 1 項中「資料館」の右に「（附属展示施設その他市長の定める施設を除く。）」を加え、「入館」を「観覧」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

広島市条例第 4 7 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島市暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市暴力団排除条例の一部を改正する条例

広島市暴力団排除条例（平成 2 4 年広島市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 3 2 条の 2 第 1 項」を「第 3 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 5 3 号）の施行の日から施行する。

広島市条例第 4 8 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市災害対策本部条例の一部を改正する条例

広島市災害対策本部条例（昭和 3 8 年広島市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 条第 6 項」を「第 2 3 条の 2 第 8 項」に改める。

第 4 条中「災害対策」を「災害対策本部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第 4 9 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例

広島市市営駐車場条例（昭和 4 5 年広島市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し及び同条中「及び休日」を「、休日及び駐車で

きる自動車」に改める。

第10条第3項中「額は、」の右に「自動二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。以下同じ。）にあつては駐車1回（駐車に係る路外駐車場の供用時間の開始の時刻から終了の時刻までを1日として駐車が2日以上にわたる場合にあつては、各日の駐車をそれぞれ1回とする。以下同じ。）につき200円を、その他の自動車にあつては」を加え、同条第5項中「受けて、」の右に「自動二輪車にあつては2万4,000円を超えない額をもつて通用期間1年以内の定期駐車券を、その他の自動車にあつては」を加え、「通用期間」を「通用期間」に改め、同条第8項中「から、」の右に「自動二輪車にあつては駐車1回につき200円を、その他の自動車にあつては」を加える。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

広島市条例第50号

平成24年9月28日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）

地区計画の区域内における建築物の制限に関

する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

54	西風新都石内湯戸・下沖地区	広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）西風新都石内湯戸・下沖地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
----	---------------	--

別表第2に次のように加える。

54 西風新都石内湯戸・下沖地区

建築制限の事項	区分地区	建 築 制 限 の 内 容
建築物の用途の制限	商業施設地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 集会所 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) ホテル又は旅館 (6) 自動車教習所 (7) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 畜舎（床面積の合計が15平方

		メートルを超えるもの（店舗等に附属するものを除く。）に限る。） (9) カラオケボックスその他これに類するもの（鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効な建築物内に設けるものを除く。） (10) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に係る建築物 (11) 法別表第2(㌾)項に掲げる建築物
生活関連施設地区		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（専用面積が30平方メートル未満の住戸の専用面積の合計が、全体の専用面積の3分の2を超える長屋を除く。） (2) 兼用住宅（令第130条の3に規定する住宅をいう。） (3) 共同住宅（専用面積が30平方メートル未満の住戸の専用面積の合計が、全体の専用面積の3分の2を超えるものを除く。） (4) 寄宿舍又は下宿 (5) 集会所 (6) 幼稚園 (7) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (8) 診療所又は病院 (9) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4若しくは第130条の5の4に定める公益上必要な建築物 (10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (11) 令第130条の5の3各号に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (12) 自動車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (13) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）
建築物の敷地面積の最低限度	商業施設地区	500平方メートルとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 500平方メートル未満の換地を建築物の敷地として使用する場合で当該敷地面積が当該換地面積以上で、かつ、100平方メートル以上であるとき。 (2) 巡査派出所の敷地として使用する場合 (3) 公衆電話所の敷地として使用する場合

		(4) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合 (5) 令第 1 3 0 条の 4 第 4 号又は第 5 号に掲げる建築物の敷地として使用する場合 (6) 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合				が 5 平方メートル以内であること。 (イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が 5 分の 1 以下であること。 ウ 巡査派出所 エ 公衆電話所 オ 令第 1 3 0 条の 4 第 4 号又は第 5 号に掲げるもの カ 門又は塀 キ アからカまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが 1. 2 メートル以下のもの
	生活関連施設地区	1 6 5 平方メートルとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 1 6 5 平方メートル未満の換地を建築物の敷地として使用する場合で当該敷地面積が当該換地面積以上で、かつ、1 0 0 平方メートル以上であるとき。 (2) 巡査派出所の敷地として使用する場合 (3) 公衆電話所の敷地として使用する場合 (4) 集会所の敷地として使用する場合 (5) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合 (6) 令第 1 3 0 条の 4 第 4 号又は第 5 号に掲げる建築物の敷地として使用する場合 (7) 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合			生活関連施設地区	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、1 メートル以上としなければならない。 (2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。 ア 簡易な構造の自動車車庫 イ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの (ア) 軒の高さが 2. 3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。 (イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が 5 分の 1 以下であること。 ウ 巡査派出所 エ 公衆電話所 オ 令第 1 3 0 条の 4 第 4 号又は第 5 号に掲げるもの カ 門又は塀 キ アからカまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが 1. 2 メートル以下のもの
壁面の位置の制限	商業施設地区	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。 ア 地区計画図に表示する A の範囲に存する道路 6 メートル イ 地区計画図に表示する A の範囲以外の範囲に存する幅員 6 メートルを超える道路 2 メートル ウ 幅員 6 メートル以下の道路 1 メートル エ 隣地境界線 1 メートル (2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。 ア 簡易な構造の自動車車庫 イ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの (ア) 軒の高さが 2. 3 メートル以下で、かつ、床面積の合計		建築物の高さの最高限度	生活関連施設地区	(1) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1. 2 5 を乗じて得たものに 1 0 メートルを加えたものの以下としなければならない。 (2) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合における前号の規定の適用については、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他

		これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 (3) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合における第1号の規定の適用については、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
垣又は柵の構造の制限	生活関連施設地区	建築物に附属する塀でコンクリートブロック造り、鉄筋コンクリート造り、石造りその他これらに類する構造のものについては、地盤面からの高さは、1.2メートル以下としなければならない。ただし、市長が公益上必要な建築物に附属する塀で安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

備考 この表において「地区計画図」とは、当該計画地区に係る都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第51号

平成24年9月28日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 入居（第5条～第12条）」を「第1節 整備基準（第4条の2）」に改める。

入居（第5条～第12条）」を「第1節の2 入居（第5条～第12条）」に改める。

第1条中「及び市営店舗」を「市営店舗」に、「設置」を「整備、設置」に改める。

第2条第2号中「第7条第1項第2号イ」を「第7条第1項第2号ア(ク)」に改める。

第2章中第1節を第1節の2とし、同章に第1節として次の1節を加える。

第1節 整備基準

（公営住宅等の整備基準）

第4条の2 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）第2条から第16条までに規定する基準とする。

第7条第1項ただし書中「第2号イ」を「第2号ア(ク)」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) その者の令収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4,000円 (ク) に掲げる場合であって、当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)

(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(イ) 入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(ウ) 入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

(エ) 入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものがある場合

(オ) 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合

(カ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(キ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(ク) 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において本市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

イ アに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

第7条第2項第1号イ中「（昭和45年法律第84号）」を削り、同号ウ中「（昭和38年法律第168号）」を削り、同号エ中「（平成6年法律第117号）」を削り、同号キ中「（平成13年法律第63号）」を削り、同条第3項ただし書、同条第4項ただし書、同条第5項ただし書、同条第6項ただし書、同条第7項第1号及び同条第10項中「第2号イ」を「第2号ア(ク)」に改める。

第28条第1項第1号中「同条第1項第2号ア、イ又はウ」を「同条第1項第2号ア又はイ」に、「同号ア、イ又はウ」を「同号ア又はイ」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 改良住宅 第7条第1項第2号ア(ア)から(イ)までに掲げる場合にあつては13万9,000円、同号イに掲げる場合にあつては11万4,000円

第71条第1項を次のように改める。

第7条第5項ただし書の規定により同条第1項を準用する場合

においては、同項第 2 号ア中「2 1 万 4, 0 0 0 円」とあるのは「1 3 万 9, 0 0 0 円」と、同号イ中「1 5 万 8, 0 0 0 円」とあるのは「1 1 万 4, 0 0 0 円」と読み替えるものとする。

附則第 1 項第 1 号中「, 第 6 8 条第 1 項」を「並びに第 6 8 条第 1 項」に改め、「並びに附則第 3 項及び第 5 項」を削る。

附則中第 2 項から第 7 項までを削る。

附則第 8 項中「旧条例」を「改正前の広島市市営住宅条例」に、「新条例」を「改正後の広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 3 5 号）」に改め、同項を附則第 2 項とし、附則第 9 項を附則第 3 項とする。

附則第 1 0 項を削る。

附則第 1 1 項中「基準日の」を「平成 2 1 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）の」に、「平成 2 3 年 4 月 1 日」を「平成 2 5 年 4 月 1 日」に、「同条第 1 項第 2 号ア, イ又はウ」を「同条第 1 項第 2 号ア又はイ」に、「同号ア, イ又はウ」を「同号ア又はイ」に、「同条第 1 項第 2 号ア」を「同条第 1 項第 2 号ア(ア)から(イ)まで」に、「2 6 万 8 千円, 同号ウ」を「2 6 万 8, 0 0 0 円, 同号イ」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 1 2 項を附則第 5 項とする。

別表第 1 江波南住宅の項中「・江波南三丁目」を削る。

附 則

- この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に入居者が 5 7 歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが 1 8 歳未満の者又は同日前に 5 7 歳以上の者である場合における改正後の第 7 条第 1 項第 2 号ア(カ)（同条第 3 項ただし書、同条第 4 項ただし書、同条第 5 項ただし書又は同条第 6 項ただし書において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号ア(カ)中「6 0 歳」とあるのは、「5 7 歳」とする。

~~~~~

#### 広島市条例第 5 2 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市火災予防条例の一部を改正する条例

広島市火災予防条例（昭和 3 7 年広島市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「以下のもの」の右に「及び次条第 1 項の急速充電設備」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（急速充電設備）

第 1 2 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び全出力 5 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基

準によらなければならない。

- 筐<sup>きょう</sup>体は、不燃性の金属材料で造ること。
  - 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
  - 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
  - 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
  - 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
  - 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
  - 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
  - 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
  - 異常な高温とならないようにするとともに、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
  - 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
  - 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
  - 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。  
ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。  
イ 異常な高温とならないようにするとともに、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
  - 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第 1 項第 2 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の規定を準用する。

第 1 3 条第 2 項中「前条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「前条第 1 項第 3 号の 2」を「第 1 2 条第 1 項第 3 号の 2」に改め、同条第 4 項中「前条第 1 項第 7 号」を「第 1 2 条第 1 項第 7 号」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第 1 2 条の 2 の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

## 規 則

### 広島市規則第83号

平成24年9月14日

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市競輪実施規則の一部を改正する規則

広島市競輪実施規則（昭和38年広島市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（インターナショナル）又は先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第14条中「の各号に関する」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「先頭固定競走に出場する」を削る。

第31条第1項第1号を次のように改める。

(1) 先頭固定競走（インターナショナル）

第31条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 先頭固定競走（オリジナル）

第35条第2項中「先頭固定競走に出場する」を削る。

第48条第2項及び第50条中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（インターナショナル）及び先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第58条第4号中「競技規則」の右に「第23条、第25条、」を、「第56条」の右に「（競技規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「第57条」の右に「（競技規則第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第5号中「第55条の2」の右に「（競技規則第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成24年9月15日から施行する。

### 広島市規則第84号

平成24年9月14日

広島市自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市自転車競走競技規則の一部を改正する規則

広島市自転車競走競技規則（昭和38年広島市規則第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 普通競走（第6条～第52条）」を「第3章 普通競走（第6条～第21条）」

の2 先頭固定競走（インターナショナル）（第22条～第52条）」に、「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」

に改める。

第7条中「発走線」を「発走位置」に改める。

第8条第1項中「発走線にもどらせ」を「発走位置に戻らせ」に改める。

第22条から第52条までを削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 先頭固定競走（インターナショナル）  
（競走の方法）

第22条 先頭固定競走（インターナショナル）は、先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）を助走させた後に競走選手（先頭員以外の出走選手をいう。以下同じ。）を発走させ、先頭員に競走選手を第25条に規定する退避区間まで誘導させる競走とする。

（先頭員の助走開始）

第23条 先頭員は、発走線から自転車の前輪の前端までの距離が100メートル以上となる後方の位置につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

（発走合図）

第24条 審判委員は、発走位置についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

（先頭員の誘導）

第25条 先頭員は、最終周回の前回の第2コーナーから第3コーナーまでのバック・ストレッチの間（以下「退避区間」という。）に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は負傷、自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導不能となつたときは、誘導を中止しなければならない。

（準用規定）

第26条 第6条、第8条から第21条まで、第54条、第55条の2から第57条まで、第59条から第61条まで、第64条第2項（第1号を除く。）及び同条第3項の規定は、先頭固定競走（インターナショナル）に準用する。この場合において、第56条第1号中「第55条」とあるのは「第25条」と、「標識線」とあるのは「退避区間」と、同条第2号中「第55条ただし書」とあるのは「第25条ただし書」と、同条第3号中「前条」とあるのは「第26条において準用する第55条の2」と、第60条第1号中「第55条ただし書」とあるのは「第25条ただし書」と、同条第2号中「第55条の2」とあるのは「第26条において準用する第55条の2」と、第64条第2項中「改めて」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第26条において準用する第64条第2項（第1号を除く。）」と読み替えるものとする。

第27条から第52条まで 削除

「第4章 先頭固定競走」を「第4章 先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第 5 3 条中「先頭固定競走は、先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）をして競走選手を」を「先頭固定競走（オリジナル）は、先頭員を競走選手と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第 5 5 条に規定する標識線まで」に改める。

第 6 2 条中「競走選手の発走線から 8 メートル（発走線から先頭員の自転車の後輪の後端まで）前方に位置し」を「発走線から自転車の後輪の後端までの距離が 8 メートル以上となる前方の位置につき」に改める。

第 6 4 条第 1 項中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第 7 0 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項中「規定を」の右に「第 2 6 条、」を加える。

第 7 3 条第 1 項中「一」を「いずれか」に改め、同項第 6 号中「先頭固定競走」を「先頭固定競走（インターナショナル）及び先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 2 4 年 9 月 1 5 日から施行する。

#### 広島市規則第 8 5 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和 5 5 年広島市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援の総括に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

#### 広島市規則第 8 6 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島平和記念資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島平和記念資料館条例施行規則の一部を改正する規則

広島平和記念資料館条例施行規則（平成 6 年広島市規則第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ただし書を次のように改める。

ただし、次のアからウまでに掲げる施設にあっては、それぞれ当該アからウまでに定めるとおりとする。

ア ホール

1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 2 日まで

イ 情報資料室

(ウ) 日曜日及び土曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(ウ) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

#### ウ 附属展示施設

(ウ) 月曜日（その日が 8 月 6 日に当たるときは、その日を除く。）。

ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

(イ) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その直後の日曜日、土曜日又は休日でない日

(ウ) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

第 2 条第 2 号ウ中「情報資料室」の右に「及び附属展示施設」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

#### 広島市規則第 8 7 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和 6 0 年広島市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「、第 2 項及び第 4 項」を「及び第 2 項」に、「第 6 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条第 1 項中「及び広島市西広島駅北自転車等駐車場」を削り、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「及び広島市西広島駅北自転車等駐車場」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、同条第 8 項中「第 5 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項を同条第 8 項とする。

第 1 1 条第 1 項中「（広島市西広島駅北自転車等駐車場の登録者にあつては、登録証及び登録利用カード。次条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 1 2 条の見出しを「（登録証の返還）」に改め、同条第 2 項を削る。

別表第 2 中「大型自動二輪車」及び「普通自動二輪車」の右に「（側車付きのものを除く。）」を加える。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 広島市会計規則（昭和 4 3 年広島市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第3の(2)の表区役所建設部（安佐南区役所，安佐北区役所，安芸区役所及び佐伯区役所にあつては農林建設部をいう。）維持管理課の項中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 広島市規則第88号

平成24年9月28日

広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

#### 広島市市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「（大正12年法律第48号）」を削り，同項を同条第4項とし，同条第1項第1号中「（昭和25年厚生省令第15号）」を削り，同項第2号中「（知的障害を除く。以下同じ。）」及び「（昭和25年政令第155号）」を削り，同項を同条第3項とし，同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第7条第1項第2号ア(ア)に規定する障害の程度は，次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第7条第1項第2号ア(イ)に規定する障害の程度は，恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

第8条第2項中「第7条第1項第2号ア」を「第7条第1項第2号ア(ア)から(キ)まで」に改める。

附則中第2項から第6項までを削る。

附則第7項中「旧規則」を「改正前の広島市市営住宅条例施行規則」に，「新規則」を「改正後の広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）」に改め，同項を附則第2項とし，附則第8項を附則第3項とする。

附則第9項中「第7条第1項第2号ア」を「第7条第1項第2号ア(ア)から(キ)まで」に，「同号ウ」を「同号イ」に改め，同項を附則第4項とする。

#### 附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

#### 広島市規則第89号

平成24年9月28日

広島市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

#### 広島市火災予防規則の一部を改正する規則

広島市火災予防規則（昭和37年広島市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第12条第3項」の右に「，第12条の2第2項」を加え，「行い」を「行い，」に改める。

第16条第1項中「第12条第3項」の右に「，第12条の2第2項」を加える。

別表第4中「燃料電池発電設備」の右に「，急速充電設備」を加える。

#### 附 則

この規則は，平成24年12月1日から施行する。

## 告 示

#### 広島市告示第406号

平成24年9月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松井 一 實

#### 記

#### 【指定期間】

平成24年9月1日から平成30年8月31日まで

| 医療機関名称         | 郵便番号     | 所 在 地              | 電話番号         |
|----------------|----------|--------------------|--------------|
| ウォンツ薬局光町2号店    | 732-0052 | 広島市東区光町一丁目9番28号    | 082-568-1727 |
| もろき薬局          | 739-1732 | 広島市安佐北区落合南七丁目4番21号 | 082-843-4800 |
| 訪問看護ステーションりらくす | 730-0801 | 広島市中区寺町2番22号       | 082-296-0451 |

#### 広島市告示第407号

平成24年9月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項又は第53条第1項の規定により，次に掲げる者を指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者として指定したので，同法第78条第1号又は第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成24年9月1日

広島市長 松井 一 實

| 事業者                  | 事業所           |                          | サービスの種類        |
|----------------------|---------------|--------------------------|----------------|
|                      | 名称            | 所在地                      |                |
| 特定非営利活動法人ヘルパーステーション優 | 訪問介護ステーション優   | 広島市西区庚午北一丁目5番2号 プリエ庚午101 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 株式会社広島総合コンサルタント      | まどころ訪問介護事業所   | 広島市南区向洋新町二丁目2番16号        | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 株式会社F&M              | ビーマイセルフ福祉センター | 広島市南区京橋町7番16号 WINDビル2F   | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |

|                 |                         |                        |                    |
|-----------------|-------------------------|------------------------|--------------------|
| 株式会社レゴリス        | 介護用品のレゴリス               | 広島市西区三滝町16番3号          | 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与 |
| 株式会社エムセック       | リハビリデイサービスnagomi下祇園店    | 広島市安佐南区山本二丁目3番35号      | 通所介護及び介護予防通所介護     |
| あなぶきメディカルケア株式会社 | アルファデイサービスセンター吉島通り      | 広島市中区光南一丁目2番23号        | 通所介護及び介護予防通所介護     |
| 株式会社あいウェル       | アーチ尾長デイサービス             | 広島市東区尾長東一丁目9番3号        | 通所介護及び介護予防通所介護     |
| 社会福祉法人広島博愛会     | 特別養護老人ホーム五日市あかり園（ユニット型） | 広島市佐伯区五日市町大字下河内591番地の1 | 短期入所生活介護           |

#### 広島市告示第408号

平成24年9月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項又は第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号又は第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成24年9月1日

広島市長 松井 一 實

| 事業者         | 事業所                     |                      | サービスの種類                        |
|-------------|-------------------------|----------------------|--------------------------------|
|             | 名称                      | 所在地                  |                                |
| 株式会社リアン     | グループホームでしお              | 広島市南区出汐一丁目4番16号      | 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 社会福祉法人広島博愛会 | 特別養護老人ホーム五日市あかり園（ユニット型） | 広島市佐伯区五日市町大字下河内591ー1 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護           |

#### 広島市告示第409号

平成24年9月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次に掲げる介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号の規定により告示します。

開設許可年月日 平成24年9月1日

広島市長 松井 一 實

| 開設者       | 施設            |                   | サービスの種類  |
|-----------|---------------|-------------------|----------|
|           | 名称            | 所在地               |          |
| 医療法人社団長寿会 | 老人保健施設はたのりハビリ | 広島市安芸区中野五丁目13番30号 | 介護老人保健施設 |

#### 広島市告示第410号

平成24年9月3日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区可部南三丁目58番3
- 開発面積  
1252.03㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 井阪隆一

#### 4 検査済証交付年月日

平成24年9月3日

#### 広島市告示第411号

平成24年9月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名 称                 | 所在地                        | 変更年月日     |
|---------------------|----------------------------|-----------|
| （旧）さくらMRIクリニック      | 広島市中区鞆町13-4<br>広島マツダビル地下1階 | 平成24年5月1日 |
| （新）さくら脳神経・心療内科クリニック |                            |           |

#### 広島市告示第412号

平成24年9月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施 術 者 | 施 術 所   |                             | 業務の種類     | 指定年月日      |
|-------|---------|-----------------------------|-----------|------------|
|       | 名 称     | 所在地<br>（出張專業の場合<br>は施術者の住所） |           |            |
| 林 千支樹 | 一（出張專業） | 広島市西区庚午中一丁目6-16-203         | あん摩・マッサージ | 平成24年8月10日 |

#### 広島市告示第413号

平成24年9月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 （仮称）ドン・キホーテ八丁堀店
  - 所在地 広島市中区新天地5番地6ほか
- 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社イズミ  
代表取締役社長 山西 泰明

広島市南区京橋町2番22号

ほか2社

### 3 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 ヤマダ電機テックランド広島中央本店

所在地 広島市中区新天地5番地6ほか

(変更後) 名 称 (仮称) ドン・キホーテ八丁堀店

所在地 広島市中区新天地5番地6ほか

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ヤマダ電機

代表者 代表取締役 山田 昇

住 所 群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後) 名 称 株式会社ドン・キホーテ

代表者 代表取締役 成沢 潤治

住 所 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

### 4 変更年月日

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成24年8月28日

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成24年3月4日 株式会社ヤマダ電機退店

平成24年10月19日 株式会社ドン・キホーテ入店

### 5 届出年月日

平成24年8月28日

### 6 届出書の縦覧場所

#### (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

#### (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部市政調整課

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

#### (1) 縦覧期間

平成24年9月4日から平成25年1月4日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

#### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

### 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

### 9 意見書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限 平成25年1月4日

#### (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

### 広島市告示第414号

平成24年9月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ドン・キホーテ八丁堀店

(2) 所在地 広島市中区新天地5番地6ほか

#### 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市南区京橋町2番22号

ほか2社

### 3 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後10時00分

(変更後)

開店時刻 午前0時00分

閉店時刻 午後12時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前9時00分から午後10時30分まで

(変更後)

午前0時00分から午後12時00分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

午前8時00分から午後9時00分まで

(変更後)

午前6時00分から午後10時00分まで

### 4 変更年月日

平成24年10月19日

### 5 届出年月日

平成24年8月28日

### 6 届出書の縦覧場所

#### (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

#### (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部市政調整課

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 9 月 4 日から平成 2 5 年 1 月 4 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 5 年 1 月 4 日

(2) 提出先

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第 4 1 5 号

平成 2 4 年 9 月 4 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フジグラン緑井

(2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目 1 番

2 大規模小売店舗を設置する者

緑井まちづくり株式会社

代表取締役 爲重 行雄

広島市安佐南区緑井一丁目 5 番 1－3 0 8 号

ほか 3 法人、1 6 名

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名（名称）	代 表 者	住 所
安佐建物株式会社	代表取締役 吉本 泰徳	広島市安佐南区緑井三丁目 25 番 7 号
有限会社青幻	代表取締役 吉本 泰徳	広島市安佐南区緑井三丁目 25 番 7 号
新川 正	—	東京都江戸川区西瑞江三丁目 33 番地 6 ビア・クレスト 103
松浦 晃	—	広島市安佐南区祇園一丁目 27 番 21 号

（変更後）

氏名（名称）	代 表 者	住 所
グリーンウェル株式会社	代表取締役 吉本 泰徳	広島市安佐南区緑井三丁目 25 番 7 号
株式会社青幻	代表取締役 吉本 陽子	広島市安佐南区緑井三丁目 25 番 7 号
新川 正	—	広島市安佐南区緑井五丁目 7 番 21 号
松浦 晃	—	広島市東区光町二丁目 4 番 29 番 606 号

4 変更年月日

(1) 平成 2 4 年 7 月 5 日 グリーンウェル株式会社、株式会社青幻の変更

(2) 平成 2 4 年 4 月 2 3 日 新川正の変更

(3) 平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日 松浦晃の変更

5 届出年月日

平成 2 4 年 8 月 2 8 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号

広島市安佐南区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 9 月 4 日から平成 2 5 年 1 月 4 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 2 5 年 1 月 4 日

(2) 提出先

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第 4 1 6 号

平成 2 4 年 9 月 5 日

平成 2 4 年 第 3 回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松 井 一 實

1 招 集 日 平成 2 4 年 9 月 1 3 日

2 招 集 場 所 広島市役所

~~~~~

広島市告示第 4 1 7 号

平成24年9月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり
- 2 委任させる事務
(1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成24年8月9日
- 4 委任期間
平成24年8月9日から同年11月9日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	松山競輪場	職員	高須 篤律
競輪事務局	サテライト会津	職員	斎藤 雄希
競輪事務局	サテライト阿賀野	職員	水沢 正一

広島市告示第418号

平成24年9月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり
- 2 委任させる事務
(1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成24年8月11日
- 4 委任期間
平成24年8月11日から同年11月9日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	玉野競輪場	職員	山下 浩二
競輪事務局	サテライト笠岡	職員	若松 秀敏
競輪事務局	防府競輪場	職員	大田 稔
競輪事務局	小松島競輪場	職員	坂東 大介

競輪事務局	佐世保競輪場	職員	澤野 日吉
競輪事務局	サテライト阿久根	職員	橋本 昌宣
競輪事務局	サテライト名古屋	職員	村井 隆之

広島市告示第419号

平成24年9月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり
- 2 委任させる事務
(1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成24年9月14日
- 4 委任期間
平成24年9月14日から同年11月9日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	サテライト宇部	職員	河村 健一
競輪事務局	高松競輪場	職員	黒田 益光
競輪事務局	サテライト南国	職員	木村 祐介
競輪事務局	サテライト安田	職員	武田 昌史
競輪事務局	サテライトこまつ	職員	大野 精毅
競輪事務局	サテライト西予	職員	芳之内 克暢
競輪事務局	久留米競輪場	職員	梶原 晋次
競輪事務局	サテライト北九州	職員	湯前 亘裕
競輪事務局	サテライト宮崎	職員	永尾 征也
競輪事務局	サテライト三股	職員	山口 智幸
競輪事務局	サテライト鹿児島	職員	平山 憲
競輪事務局	サテライトみぞべ	職員	幸尾 大基
競輪事務局	武雄競輪場	職員	犬塚 浩之

広島市告示第420号

平成24年9月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり

2 委任させる事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日

4 委任期間

平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日から同年 1 1 月 9 日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	サテライト大阪	職員	根末 慶悟
競輪事務局	サテライト阪神	職員	井上 克己

広島市告示第 4 2 1 号

平成 2 4 年 9 月 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社愛ゆうスマイル	ヘルパーステーションあいゆう	広島市中区大手町四丁目 2 ー 2 5 祐里メゾン 2 階	平成 24 年 9 月 30 日	訪問介護及び介護予防訪問介護

広島市告示第 4 2 2 号

平成 2 4 年 9 月 6 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 2 工区 広島市安芸区瀬野西六丁目 5 番 2 の一部
- 2 開発面積
 - 2 工区 $A = 1 1, 8 8 3. 2 9 \text{ m}^2$
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区小町 2 番 1 号
積水ハウス株式会社 広島支店 広島支店長 河原崎 益嗣
- 4 検査済証交付年月日

平成 2 4 年 9 月 6 日

広島市告示第 4 2 3 号

平成 2 4 年 9 月 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

名 称	所在地	変更年月日
（旧）重症心身障害児施設鈴が峰	広島市佐伯区五日市町大字皆賀 104-27	平成 24 年 4 月 1 日
（新）重症児・者福祉医療施設鈴が峰		

広島市告示第 4 2 4 号

平成 2 4 年 9 月 7 日

広島市公印管理規則（昭和 2 7 年広島市規則第 3 9 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

文 書 名	印影を印刷する公印の名称
委嘱書 有児休業承認書 有児短時間勤務承認書 介護休暇承認書 旧姓使用届出証明書	市長印

広島市告示第 4 2 5 号

平成 2 4 年 9 月 1 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任を解除させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員

競輪事務局（サテライト阿賀野） 職員 富田 憲
- 2 解除を受けた分任出納員

競輪事務局（サテライト阿賀野） 職員 水沢 正一
- 3 委任させた事務又は解除させた事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 4 委任を受けた分任出納員の委任期間

平成 2 4 年 8 月 1 5 日から平成 2 4 年 1 1 月 9 日まで
- 5 解除を受けた分任出納員の解除年月日

平成 2 4 年 8 月 1 4 日

広島市告示第 4 2 6 号

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 万惣高取店
(2) 所在地 広島市安佐南区長楽寺一丁目932番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社万惣
代表取締役 山本 誠
広島市佐伯区石内上一丁目8番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻 午前9時00分
閉店時刻 午後9時30分

(変更後)

開店時刻 午前7時00分
閉店時刻 午後9時45分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前8時45分から午後9時45分まで

(変更後)

午前6時45分から午後10時00分まで

4 変更年月日

平成24年9月8日

5 届出年月日

平成24年8月30日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成24年9月12日から平成25年1月15日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、

これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成25年1月15日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第427号

平成24年9月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アルゾ可部店
(2) 所在地 広島市安佐北区亀山五丁目2110番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社万惣
代表取締役 山本 誠
広島市佐伯区石内上一丁目8番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻 午前9時00分
閉店時刻 午後9時30分

(変更後)

開店時刻 午前7時00分
閉店時刻 午後9時45分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前8時45分から午後9時45分まで

(変更後)

午前6時45分から午後10時00分まで

4 変更年月日

平成24年9月8日

5 届出年月日

平成24年8月30日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 9 月 1 2 日から平成 2 5 年 1 月 1 5 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

(2) 提出先

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第 4 2 8 号

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アルパーク東棟

(2) 所在地 広島市西区草津新町二丁目 2 6 番地 7 5 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社アルパーク

代表取締役社長 大堀 正博

広島市西区草津新町二丁目 2 6 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社アルパーク

代表者 代表取締役社長 岩田 龍郎

住 所 広島市西区草津新町二丁目 2 6 番 1 号

(変更後)

名 称 株式会社アルパーク

代表者 代表取締役社長 大堀 正博

住 所 広島市西区草津新町二丁目 2 6 番 1 号

4 変更年月日

平成 2 4 年 4 月 1 日

5 届出年月日

平成 2 4 年 8 月 3 1 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号

広島市西区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 9 月 1 2 日から平成 2 5 年 1 月 1 5 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

(2) 提出先

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第 4 2 9 号

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アルパーク北棟

(2) 所在地 広島市西区草津南四丁目 2 0 0 3 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

三井不動産株式会社

代表取締役 菰田 正信

東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 三井不動産株式会社

代表者 代表取締役 岩沙 弘道

住 所 東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号

(変更後)

名 称 三井不動産株式会社
代表者 代表取締役 菰田 正信
住 所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

4 変更年月日
平成23年6月29日

5 届出年月日
平成24年8月31日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
平成24年9月12日から平成25年1月15日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 平成25年1月15日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

広島市告示第430号

平成24年9月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 ダイキ宇品店  
(2) 所在地 広島市南区宇品海岸三丁目328番540ほか  
2 大規模小売店舗を設置する者  
ダイキ株式会社  
代表取締役 高橋 宰  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)  
開店時刻 午前9時00分  
閉店時刻 午後8時00分  
(変更後)  
開店時刻 午前6時30分  
閉店時刻 午後8時00分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前)  
午前8時30分から午後8時30分まで  
(変更後)  
午前6時00分から午後8時30分まで

4 変更年月日  
平成24年9月14日

5 変更に係るもの以外の事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業者    |               | 住 所             |
|---------|---------------|-----------------|
| 氏名（名称）  | 代表者           |                 |
| ダイキ株式会社 | 代表取締役<br>高橋 宰 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 |

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,364平方メートル  
(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
125台  
イ 駐輪場の収容台数  
20台  
ウ 荷さばき施設の面積  
44平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
21.1立方メートル  
(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所  
イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後10時00分まで

6 届出年月日  
平成24年8月31日

7 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所市民部政調整課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 9 月 1 2 日から平成 2 5 年 1 月 1 5 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 0 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 5 年 1 月 1 5 日

(2) 提出先

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 4 3 1 号

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 グランアークテラス

(2) 所在地 広島市東区若草町 1 7 0 0 番

2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社

支配人 千葉 達也

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 小売業者           |               | 住 所               |
|----------------|---------------|-------------------|
| 名 称            | 代表者           |                   |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>藤本 昭 | 兵庫県姫路市北条口四丁目 4 番地 |
| 未定             |               |                   |

（変更後）

| 小売業者           |               | 住 所                   |
|----------------|---------------|-----------------------|
| 名 称            | 代表者           |                       |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 代表取締役<br>岩本隆雄 | 広島市南区段原南一丁目 3 番 5 2 号 |
| 未定             |               |                       |

4 変更年月日

平成 2 3 年 5 月 1 2 日 代表者の変更

平成 2 4 年 5 月 1 5 日 住所の変更

5 届出年月日

平成 2 4 年 9 月 7 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号

広島市東区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 9 月 1 2 日から平成 2 5 年 1 月 1 5 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 2 5 年 1 月 1 5 日

(2) 提出先

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 4 3 2 号

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第 4 3 3 号

平成 2 4 年 9 月 1 4 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区馬木八丁目の 5 1 9 番 1 3、5 1 9 番 4 2、5 1

9番53, 519番55, 519番56, 519番57, 519番59, 519番60及び519番61

2 開発面積

1, 419. 39㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区大塚西三丁目3-45-306

(株)ベストナビ 代表取締役 伊澤 耕作

4 検査済証交付年月日

平成24年9月14日

広島市告示第434号

平成24年9月14日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請及び同法第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同法第5条第4項及び第8条第3項において準用する第5条第4項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設の設置をすることが環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書面は、平成24年9月14日から同年10月4日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 申請者等

(1) 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

申請者の住所 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

申請者の名称 株式会社マルハニチロ食品

代表者の氏名 代表取締役社長 坂井 道郎

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

事業場の所在地 広島市中区江波沖町6番1号

事業場の名称 株式会社マルハニチロ食品広島工場

2 申請内容

18(イ)冷凍調理食料品製造業の用に供する原料処理施設を2基設置し、既設21基の使用の方法を変更します。

18(ロ)冷凍調理食料品製造業の用に供する湯煮施設既設5基の使用の方法を変更します。

18(ハ)冷凍調理食料品製造業の用に供する洗浄施設を2基設置し、既設2基の使用の方法を変更し、2基を廃止します。

また、排水処理施設に接触曝気装置1基を追加します。

これに伴う排水口における汚染状態、排出水の量、汚濁負荷量はいずれも変更ありません。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用方法

別紙1のとおり

(2) 汚水等の処理の方法

別紙2のとおり

(3) 排出水の汚染状態及び量

別紙2のとおり

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第435号

平成24年9月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名 称         | 所 在 地           | 廃止年月日      |
|-------------|-----------------|------------|
| キリン堂薬局字品海岸店 | 広島市南区字品西四丁目3-24 | 平成24年5月31日 |

広島市告示第436号

平成24年9月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会学校教育部学事課物品分任出納員の事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた物品分任出納員

可部中学校 教頭 萩原 融

2 委任させた事務

可部中学校における物品の出納保管に関する事務

3 委任年月日

平成24年8月12日

広島市告示第437号

平成24年9月18日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者     | 事業所           |                         | 廃止年月日      | サービスの種類        |
|---------|---------------|-------------------------|------------|----------------|
|         | 名称            | 所在地                     |            |                |
| 株式会社あおい | ヘルパーステーションありさ | 広島県広島市西区中広町二丁目19番4-301号 | 平成24年9月30日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |

広島市告示第438号

平成24年9月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任させた事務
- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の  
収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場  
外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成 2 4 年 9 月 1 4 日
- 4 委任期間  
平成 2 4 年 9 月 1 4 日から同年 1 1 月 2 6 日まで
- 別紙

| 設置場所  | 取扱場所    | 職名 | 氏名     |
|-------|---------|----|--------|
| 競輪事務局 | ラ・ピスタ新橋 | 職員 | 福重 隆一郎 |
| 競輪事務局 | サテライト船橋 | 職員 | 白石 義之  |
| 競輪事務局 | サテライト成田 | 職員 | 長岡 聡明  |
| 競輪事務局 | サテライト市原 | 職員 | 湯沢 秀臣  |

広島市告示第 4 3 9 号

平成 2 4 年 9 月 1 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任させる事務
- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の  
収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場  
外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成 2 4 年 1 1 月 1 0 日
- 4 委任期間  
平成 2 4 年 1 1 月 1 0 日から同年同月 2 6 日まで
- 別紙

| 設置場所  | 取扱場所     | 職名 | 氏名    |
|-------|----------|----|-------|
| 競輪事務局 | サテライト名古屋 | 職員 | 村井 隆之 |
| 競輪事務局 | サテライト大阪  | 職員 | 根末 慶悟 |
| 競輪事務局 | サテライト阪神  | 職員 | 井上 克己 |

広島市告示第 4 4 0 号

平成 2 4 年 9 月 1 9 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区長楽寺二丁目の 4 1 9 番 1, 4 1 9 番 3, 4 2 0 番 1, 4 2 0 番 3 及び 4 2 0 番 4
- 2 開発面積  
1, 5 6 3. 7 8 m<sup>2</sup>
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区観音本町二丁目 1 - 4 5  
協和開発株式会社 代表取締役 土井 勝浩
- 4 検査済証交付年月日  
平成 2 4 年 9 月 1 9 日

広島市告示第 4 4 2 号

平成 2 4 年 9 月 2 0 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。  
なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 供用を開始する年月日  
平成 2 4 年 9 月 2 0 日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別 紙)

| 区 分              | 下水を排除する区域 |                                                   | 排水施設<br>の方式 |
|------------------|-----------|---------------------------------------------------|-------------|
|                  | 区 名       | 町 名                                               |             |
| 汚 水 及 び<br>雨水を排除 | 佐伯区       | 五日市町大字上河内の一部                                      | 分 流 式       |
| 汚水を排除            | 安佐南区      | 山本六丁目、山本町、中筋三丁目、大町東四丁目、高取南一丁目、伴東一丁目及び沼田町大字件の各一部   |             |
|                  | 安佐北区      | 口田南五丁目、口田南六丁目、口田南町、落合南三丁目、落合南五丁目、三入二丁目及び三入七丁目の各一部 |             |
|                  | 安芸区       | 矢野東七丁目及び矢野町寺屋敷の各一部                                |             |
|                  | 佐伯区       | 三筋一丁目及び五日市中央五丁目の各一部                               |             |

広島市告示第 4 4 3 号

平成 2 4 年 9 月 2 0 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。  
なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
平成 2 4 年 9 月 2 0 日

## 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称 別紙のとおり。

(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                                           | 終末処理場の位置及び名称                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 区名        | 町名                                                        |                                                 |
| 安佐南区      | 山本六丁目、山本町、中筋三丁目、<br>大町東四丁目、高取南一丁目、伴東<br>一丁目及び沼田町大字伴の各一部   | 位置：広島市西区扇一丁目1<br>番1号<br>名称：広島市西部水資源再生<br>センター   |
| 安佐北区      | 口田南五丁目、口田南六丁目、口田<br>南町、落合南三丁目、落合南五丁目、<br>三入二丁目及び三入七丁目の各一部 |                                                 |
| 佐伯区       | 三筋一丁目、五日市中央五丁目及び<br>五日市町大字上河内の各一部                         |                                                 |
| 安芸区       | 矢野東七丁目及び矢野町字寺屋敷の<br>各一部                                   | 位置：広島市南区向洋沖町1<br>番1号<br>名称：太田川流域下水道東部<br>浄化センター |

### 広島市告示第444号

平成24年9月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一実

#### 1 供用を開始する年月日

平成24年9月20日

#### 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称      |
|-----------------|----------------|
| 安佐北区白木町大字三田の一部  | 下三田農業集落排水処理施設  |
| 安佐北区白木町大字秋山の一部  | 井原高南農業集落排水処理施設 |

### 広島市告示第445号

平成24年9月20日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一実

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ファミリータウン広島楽々園

(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

#### 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広島ストア

代表取締役 尾崎 義昭

広島市中区東千田町二丁目9番29号

広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

#### 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

#### 4 変更年月日

別紙のとおり。

#### 5 届出年月日

平成24年9月18日

#### 6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部市政調整課

#### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成24年9月20日から平成25年1月21日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

#### 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年1月21日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

### 広島市告示第446号

平成24年9月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会学校教育部学事課物品分任出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させましたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一実

#### 1 解除を受けた物品分任出納員

可部中学校 教頭 萩原 融

#### 2 解除させた事務

可部中学校における物品の出納保管に関する事務

#### 3 解除年月日

平成24年8月27日

広島市告示第 4 4 7 号

平成 2 4 年 9 月 2 0 日

広島市公印管理規則（昭和 2 7 年広島市規則第 3 9 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 文 書 名         | 印影を印刷する公印の名称 |
|---------------|--------------|
| 肺炎球菌ワクチン接種助成券 | 印影印刷専用市長印    |

広島市告示第 4 4 8 号

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度決算に係る健全化判断比率について公表する。

広島市長 松 井 一 實

（単位：％）

| 実質赤字比率             | 連結実質赤字比率           | 実質公債費比率                | 将来負担比率                     |
|--------------------|--------------------|------------------------|----------------------------|
| —<br>( 1 1 . 2 5 ) | —<br>( 1 6 . 2 5 ) | 1 6 . 0<br>( 2 5 . 0 ) | 2 3 9 . 9<br>( 4 0 0 . 0 ) |

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。
- 2 括弧内に掲げる数値は、本市に適用される早期健全化基準を示す。

広島市告示第 4 4 9 号

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度決算に係る資金不足比率について公表する。

広島市長 松 井 一 實

（単位：％）

| 特別会計の名称        | 資金不足比率 |
|----------------|--------|
| 中央卸売市場事業特別会計   | —      |
| 国民宿舎湯来ロッジ等特別会計 | —      |
| 開発事業特別会計       | —      |
| 簡易水道等事業特別会計    | —      |
| 水道事業会計         | —      |
| 下水道事業会計        | —      |
| 病院事業会計         | —      |

備考

- 1 資金不足比率の欄の「—」は、資金の不足額がないことを示す。
- 2 本市に適用される経営健全化基準は、2 0 ％である。

広島市告示第 4 5 0 号

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員  
競輪事務局（サテライト阪神） 職員 井上 克己
- 2 委任させる事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日
- 4 委任期間  
平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日から同年 1 2 月 1 5 日まで

広島市告示第 4 5 1 号

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
2 工区  
広島市安佐北区亀山南三丁目の 7 8 9 番 1、7 8 9 番 2、7 8 7 番の一部、7 9 0 番 1、7 9 0 番 2、8 3 3 番 1 の一部、8 3 4 番 1 の一部、8 3 4 番 3 の一部、8 3 5 番 1 の一部、8 3 5 番 2、8 3 5 番 4 の一部、8 3 5 番 5 の一部、8 3 5 番 3、8 3 6 番 1 の一部、8 3 6 番 2 の一部、8 3 8 番 1 の一部、8 4 0 番 2、8 4 1 番 1 の一部、8 4 3 番 2 の一部、8 4 4 番 1 の一部、8 4 4 番 2、8 4 5 番 1 の一部、8 4 5 番 2、8 4 7 番 2 の一部、8 4 8 番 2 の一部及び 8 4 8 番 3 の一部
- 2 開発面積  
2 工区 4、8 0 6 . 4 8 m<sup>2</sup>
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市安佐北区小河原町 1 0 0 番地の 1  
株式会社センゴク木材 代表取締役 千代山 良博
- 4 検査済証交付年月日  
平成 2 4 年 9 月 2 1 日

広島市告示第452号

平成24年9月21日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
Ⅲ-9工区（別紙のとおり）
- 2 開発面積  
Ⅲ-9工区 65,380.18㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市佐伯区石内北二丁目1番2号  
西広島開発株式会社 代表取締役 林 直宏
- 4 検査済証交付年月日  
平成24年9月21日

別紙 略

広島市告示第453号

平成24年9月25日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更したので、同条第7項の規定により公告します。

なお、変更後の当該基本構想は広島市経済観光局農林水産部農政課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第454号

平成24年9月25日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定に基づき、広島市民球場東バス駐車場利用料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
（受託者の住所） 広島市中区舟入幸町15番3号  
（受託者名） 株式会社ニットー 代表取締役 橋本 満
- 2 委託した期間  
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

広島市告示第455号

平成24年9月26日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成24年9月26日から同年10月10日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 整理番号  | 路線名        | 起点                      |
|-------|------------|-------------------------|
|       |            | 終点                      |
| 16644 | 安佐南2区122号線 | 安佐南区安古市町大字中須字土居708番地1地先 |
|       |            | 安佐南区安古市町大字中須字土居729番地1地先 |
| 16645 | 佐伯1区453号線  | 佐伯区石内北一丁目2082番地29地先     |
|       |            | 佐伯区石内北一丁目2082番地29地先     |

広島市告示第456号

平成24年9月26日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成24年9月26日から同年10月10日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 整理番号  | 路線名         | 起点                  |
|-------|-------------|---------------------|
|       |             | 終点                  |
| 16646 | 南320区線      | 南区段原山崎町字山崎609番地7地先  |
|       |             | 南区段原山崎町字山崎609番地2地先  |
| 16647 | 安佐南1区506号線  | 安佐南区川内三丁目675番地1地先   |
|       |             | 安佐南区川内三丁目675番地10地先  |
| 16648 | 安佐南2区122号線  | 安佐南区中須二丁目708番地1地先   |
|       |             | 安佐南区中須二丁目720番地1地先   |
| 16649 | 安佐南2区1130号線 | 安佐南区上安二丁目461番地15地先  |
|       |             | 安佐南区高取北一丁目165番地2地先  |
| 16650 | 安佐南2区1131号線 | 安佐南区上安二丁目419番地2地先   |
|       |             | 安佐南区高取北一丁目167番地7地先  |
| 16651 | 安佐南2区1132号線 | 安佐南区高取北一丁目198番地1地先  |
|       |             | 安佐南区高取北一丁目219番地12地先 |

|       |                         |                                                                      |
|-------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 16652 | 安 佐 南 2 区<br>1 1 3 3 号線 | 安佐南区高取北一丁目 2 1 9 番地<br>3 地先<br>安佐南区高取北一丁目 1 6 4 番地<br>1 地先           |
| 16653 | 安 佐 北 2 区<br>1 1 1 2 号線 | 安佐北区小河原町字曲り田 1 4 3<br>0 番地 1 地先<br>安佐北区小河原町字白瀧 8 2 番地<br>3 地先        |
| 16654 | 安 佐 北 2 区<br>1 1 1 3 号線 | 安佐北区亀崎三丁目 9 2 番地 1 地<br>先<br>安佐北区亀崎三丁目 9 2 番地 4 地<br>先               |
| 16655 | 安 佐 北 3 区<br>9 4 7 号線   | 安佐北区可部東一丁目 3 7 番地 4<br>地先<br>安佐北区可部東一丁目 1 4 番地 1<br>2 地先             |
| 16656 | 安 佐 北 3 区<br>9 4 8 号線   | 安佐北区可部東一丁目 1 8 番地 1<br>地先<br>安佐北区可部東一丁目 1 4 番地 1<br>地先               |
| 16657 | 佐 伯 1 区<br>4 5 3 号線     | 佐伯区五日市町大字石内字押入山<br>1 8 7 5 番地 3 地先<br>佐伯区石内北一丁目 2 0 8 2 番地<br>2 9 地先 |
| 16658 | 佐 伯 1 区<br>4 5 5 号線     | 佐伯区石内北五丁目 5 0 1 3 番地<br>1 5 地先<br>佐伯区五日市町大字石内字押入山<br>1 8 7 5 番地 1 地先 |
| 16659 | 佐 伯 1 区<br>4 5 6 号線     | 佐伯区石内北五丁目 5 0 1 3 番地<br>1 5 地先<br>佐伯区石内北五丁目 5 0 1 3 番地<br>1 7 地先     |

広島市告示第 4 5 7 号

平成 2 4 年 9 月 2 6 日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成 2 4 年 9 月 2 6 日から同年 1 0 月 1 0 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路 線 名                   | 敷地の幅員                       | 敷地の延長          |
|-------|-------------------------|-----------------------------|----------------|
| 市 道   | 南 3 区<br>3 2 0 号線       | メートル<br>9.00<br>}<br>18.33  | メートル<br>75.20  |
| 市 道   | 安 佐 南 1 区<br>5 0 6 号線   | メートル<br>4.24<br>}<br>14.24  | メートル<br>64.04  |
| 市 道   | 安 佐 南 2 区<br>1 2 2 号線   | メートル<br>2.60<br>}<br>11.80  | メートル<br>99.40  |
| 市 道   | 安 佐 南 2 区<br>1 1 3 0 号線 | メートル<br>10.00<br>}<br>22.00 | メートル<br>405.70 |

|     |                         |                              |                  |
|-----|-------------------------|------------------------------|------------------|
| 市 道 | 安 佐 南 2 区<br>1 1 3 1 号線 | メートル<br>5.80<br>}<br>24.00   | メートル<br>214.70   |
| 市 道 | 安 佐 南 2 区<br>1 1 3 2 号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>12.40   | メートル<br>98.70    |
| 市 道 | 安 佐 南 2 区<br>1 1 3 3 号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>14.20   | メートル<br>125.20   |
| 市 道 | 安 佐 北 2 区<br>1 1 1 2 号線 | メートル<br>4.10<br>}<br>16.50   | メートル<br>119.50   |
| 市 道 | 安 佐 北 2 区<br>1 1 1 3 号線 | メートル<br>5.00<br>}<br>10.68   | メートル<br>34.44    |
| 市 道 | 安 佐 北 3 区<br>9 4 7 号線   | メートル<br>5.80<br>}<br>14.80   | メートル<br>320.18   |
| 市 道 | 安 佐 北 3 区<br>9 4 8 号線   | メートル<br>4.11<br>}<br>15.30   | メートル<br>332.50   |
| 市 道 | 佐 伯 1 区<br>4 5 3 号線     | メートル<br>9.00<br>}<br>24.45   | メートル<br>1,031.21 |
| 市 道 | 佐 伯 1 区<br>4 5 5 号線     | メートル<br>16.00<br>}<br>161.00 | メートル<br>514.63   |
| 市 道 | 佐 伯 1 区<br>4 5 6 号線     | メートル<br>9.00<br>}<br>43.04   | メートル<br>574.30   |

広島市告示第 4 5 8 号

平成 2 4 年 9 月 2 6 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成 2 4 年 9 月 2 6 日から同年 1 0 月 1 0 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路 線 名                 | 供 用 開 始 区 間                                                  | 供用開始の期日             |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------|
| 市道    | 南 3 区<br>3 2 0 号線     | 南区段原山崎町字山崎 6 0 9<br>番地 7 地先<br>南区段原山崎町字山崎 6 0 9<br>番地 2 地先   | 平成 24 年<br>9 月 26 日 |
| 市道    | 安 佐 南 1 区<br>5 0 6 号線 | 安佐南区川内三丁目 6 7 5 番<br>地 1 地先<br>安佐南区川内三丁目 6 7 5 番<br>地 1 0 地先 | 平成 24 年<br>9 月 26 日 |
| 市道    | 安 佐 南 2 区<br>1 2 2 号線 | 安佐南区中須二丁目 7 0 8 番<br>地 1 地先<br>安佐南区中須二丁目 7 2 0 番<br>地 1 地先   | 平成 24 年<br>9 月 26 日 |

|    |                 |                                                 |                |
|----|-----------------|-------------------------------------------------|----------------|
| 市道 | 安佐南2区<br>1130号線 | 安佐南区上安二丁目461番地15地先<br>安佐南区高取北一丁目165番地2地先        | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 安佐南2区<br>1131号線 | 安佐南区上安二丁目419番地2地先<br>安佐南区高取北一丁目167番地7地先         | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 安佐南2区<br>1132号線 | 安佐南区高取北一丁目198番地1地先<br>安佐南区高取北一丁目219番地12地先       | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 安佐南2区<br>1133号線 | 安佐南区高取北一丁目219番地3地先<br>安佐南区高取北一丁目164番地1地先        | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 安佐北2区<br>1113号線 | 安佐北区亀崎三丁目92番地1地先<br>安佐北区亀崎三丁目92番地4地先            | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 安佐北3区<br>947号線  | 安佐北区可部東一丁目37番地4地先<br>安佐北区可部東一丁目14番地12地先         | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 安佐北3区<br>948号線  | 安佐北区可部東一丁目18番地1地先<br>安佐北区可部東一丁目14番地1地先          | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 佐伯1区<br>453号線   | 佐伯区五日市町大字石内字押入山1875番地3地先<br>佐伯区石内北一丁目2082番地29地先 | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 佐伯1区<br>455号線   | 佐伯区石内北五丁目5013番地15地先<br>佐伯区五日市町大字石内字押入山1875番地1地先 | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |
| 市道 | 佐伯1区<br>456号線   | 佐伯区石内北五丁目5013番地15地先<br>佐伯区石内北五丁目5013番地17地先      | 平成24年<br>9月26日 |
|    |                 |                                                 |                |

広島市告示第459号

平成24年9月27日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり。
- 2 変更期間  
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで
- 3 変更理由  
浴槽・風呂釜設置
- 4 その他  
住戸改善に伴い次の住戸を廃止する。

| 住 宅 名 | 棟番号 | 住 戸 番 号                                                                         |
|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
|       |     | 246, 249, 250, 253, 347, 350, 352, 353, 446, 448, 450, 453, 548, 549, 550, 553, |

|        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基町アパート | 19 | 647, 648, 650, 652, 746, 748, 751, 752, 846, 848, 851, 853, 946, 949, 951, 952, 1046, 1048, 1051, 1053, 1146, 1149, 1150, 1153, 1246, 1248, 1251, 1253, 1346, 1348, 1350, 1353, 1446, 1449, 1450, 1453, 1546, 1549, 1550, 1553, 1647, 1649, 1650, 1653, 1746, 1749, 1750, 1753, 1847, 1848, 1850, 1853, 1947, 1949, 1950, 1953, 2046, 2047, 2050, 2053号 |
|        | 20 | 324, 620, 820, 923, 1221, 1224号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

※ 廃止年月日：平成24年9月30日

別紙 略

広島市告示第460号

平成24年9月27日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示第461号

平成24年9月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南区について、次の表の左欄に掲げる区域に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第87条第1項に規定する権利変換期日から、当該区域を同表の右欄に掲げる町の区域に変更するものとする。

| 左 欄  |                               | 右 欄 |
|------|-------------------------------|-----|
| 町    | 地 番                           | 町   |
| 猿猴橋町 | 3の1から3の20まで、7の2、7の3、10の3、10の4 | 松原町 |

広島市長 松井 一 實

広島市告示第462号

平成24年9月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地が本市の区域内に新たに生じたことを確認し、及び同法第260条第1項の規定により、当該土地を同表の右欄に掲げる町の区域に編入するものとする。

| 左 欄                                           |                | 右 欄       |
|-----------------------------------------------|----------------|-----------|
| 位 置                                           | 面 積            |           |
| 佐伯区の海老山南一丁目19の1から海老園二丁目1012を経て海老園三丁目1067に至る地先 | 619.81平方メートル   | 佐伯区海老園二丁目 |
| 佐伯区海老園二丁目の1010から1004を経て1007に至る地先              | 1,715.72平方メートル |           |
| 佐伯区海老園二丁目の979の9から976の7を経て976の19に至る地先          | 1,681.45平方メートル |           |

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第 4 6 3 号

平成 2 4 年 9 月 2 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第 4 6 4 号

平成 2 4 年 9 月 2 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 名 称                   | 所 在 地                       | 指定年月日         |
|-----------------------|-----------------------------|---------------|
| 幟町デンタルクリニック           | 広島市中区幟町3-54 ラ<br>フィーネ幟町1階   | 平成24年<br>9月3日 |
| 十日市ファーマシー             | 広島市中区十日市町一丁<br>目4-24 三川ビル1階 | 平成24年<br>9月1日 |
| 力田歯科医院                | 広島市西区鈴が峰町14-<br>25          | 平成24年<br>8月2日 |
| さくらい内科アレル<br>ギー科クリニック | 広島市安佐南区緑井五丁<br>目29-18-301   | 平成24年<br>9月1日 |
| トモ歯科・矯正歯科             | 広島市安佐南区沼田町件<br>7684-1       | 平成24年<br>9月1日 |
| もろき薬局                 | 広島市安佐北区落合南七<br>丁目4-21       | 平成24年<br>9月1日 |
| キララ薬局 五日市<br>北口店      | 広島市佐伯区五日市駅前<br>一丁目11-5      | 平成24年<br>9月1日 |

広島市告示第 4 6 5 号

平成 2 4 年 9 月 2 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 名 称    | 所 在 地                 | 廃止年月日          |
|--------|-----------------------|----------------|
| 力田歯科医院 | 広島市西区鈴が峰町 14 -<br>25  | 平成24年<br>8月1日  |
| もろき薬局  | 広島市安佐北区落合南七<br>丁目4-21 | 平成24年<br>8月31日 |

広島市告示第 4 6 6 号

平成 2 4 年 9 月 2 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 名 称                    | 所 在 地             | 変更年月日          |
|------------------------|-------------------|----------------|
| (旧) 井上内科・胃<br>腸科医院     | 広島市中区舟入川口町5-<br>7 | 平成24年<br>7月24日 |
| (新) いのうえ内科<br>脳神経クリニック |                   |                |

広島市告示第 4 6 7 号

平成 2 4 年 9 月 2 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 施 術 者 | 施 術 所           |                               | 業務の<br>種類         | 指定年月日               |
|-------|-----------------|-------------------------------|-------------------|---------------------|
|       | 名 称             | 所 在 地<br>(出張專業の場合<br>は施術者の住所) |                   |                     |
| 横増 元治 | 訪問マッサージ<br>あつぶる | 広島市南区旭一丁<br>目3-45             | あん摩<br>・マッ<br>サージ | 平成 2 4 年<br>9 月 1 日 |

広島市告示第 4 6 9 号

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 2 条第 1 号に規定する街区方式による住居表示の実施のため、別図第 1 に示す町及び字の区域を別図第 2 に示すとおり変更し、並びに別図第 3 に示す町及び字の区域を別図第 4 に示す案のとおり変更することについて、同法第 5 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

なお、公示した案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市議会議員及び市長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日までに、5 0 人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

広島市長 松 井 一 實

## 別図第1



# 別図第2

